

2025 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 マ ン ダ ム
代 表 者 名	代表取締役社長執行役員 西村 健 (コード：4917、東証プライム市場)
問合わせ先	CFO 澤田 正典 (TEL. 06-6767-5020)
会 社 名	カロンホールディングス株式会社
代 表 者 名	代表取締役 杓山 幸功

（変更）カロンホールディングス株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「カロンホールディングス株式会社による株式会社マンドム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

カロンホールディングス株式会社は、株式会社マンドムの株券等に対する公開買付けに関する2025年9月26日付公開買付届出書（2025年10月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年10月10日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び同年11月19日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）について、金融商品取引法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2025年11月27日付で関東財務局長に提出する必要性が生じました。これに伴い、2025年9月25日付「株式会社マンドム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2025年11月5日付で公表した「（変更）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンドム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」及び2025年11月19日付で公表した「株式会社マンドム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。）の内容が別添のとおり変更されますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、カロンホールディングス株式会社（公開買付者）が、株式会社マンドム（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025年11月27日付「（変更）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンドム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」

各 位

会 社 名 カロンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 杵山 幸功

(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

カロンホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社東京証券取引所のプライム市場に上場している株式会社マンダム（証券コード：4917、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を非公開化することを目的とした一連の取引の一環として、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を 2025 年 9 月 26 日より開始しております。

(i) 公開買付者が、2025 年 11 月 27 日付で、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を変更したこと、(ii) 本取引のストラクチャーの変更に伴い、公開買付者が、西村元延氏、西村健氏、公益財団法人西村奨学財団及び M・N ホールディングス株式会社（以下「西村家株主」といいます。）との間で、2025 年 11 月 27 日付で、2025 年 9 月 10 日付取引基本契約の変更覚書を締結し、Lumina International Holdings Limited が、西村家株主との間で、2025 年 11 月 27 日付で、2025 年 9 月 10 日付株主間契約の変更覚書を締結したこと、(iii) 公開買付者が、2025 年 11 月 27 日付で、株式会社シティインデックスイレブンス（所有株式数：100 株、所有割合：0.00%）、野村絢氏（所有株式数：4,502,300 株、所有割合：9.97%）、株式会社シティインデックスファースト（所有株式数：4,495,600 株、所有割合：9.96%）及び株式会社 ATRA（所有株式数：678,600 株、所有割合：1.50%）との間で、これらの者が所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：9,676,600 株、所有割合の合計：21.44%）について、公開買付者が本公開買付価格を 2,520 円以上に引き上げること及び公開買付期間を 2025 年 12 月 18 日まで延長することを条件として本公開買付けに応募することを内容とする契約を締結したこと、並びに(iv) 公開買付者が、2025 年 11 月 27 日付で、Hibiki Path Advisors Pte. Ltd.（所有株式数：2,496,700 株、所有割合：5.53%）との間で、その所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを内容とする契約を締結したことに伴い、2025 年 9 月 26 日付で提出いたしました公開買付届出書（2025 年 10 月 6 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年 10 月 10 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年 11 月 5 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び同年 11 月 19 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、訂正すべき事項（公開買付期間を、2025 年 11 月 19 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書による延長後の公開買付期間の末日である 2025 年 12 月 4 日から、本日から起算して 15 営業日を経過した日に当たる 2025 年 12 月 18 日まで延長する旨の訂正を含みます。）が生じました。

これに伴い、2025 年 9 月 25 日付「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2025 年 11 月 5 日付で公表した「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」及び 2025 年 11 月 19 日付で公表した「株式会社マンダム（証券コード：4917）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。）の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 本公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

(訂正前)

2025 年 9 月 26 日（金曜日）から 2025 年 12 月 4 日（木曜日）まで（47 営業日）

(訂正後)

2025年9月26日(金曜日)から2025年12月18日(木曜日)まで(57営業日)

(4) 買付け等の価格

(訂正前)

普通株式1株につき、金1,960円

(訂正後)

普通株式1株につき、金2,520円

(6) 決済の開始日

(訂正前)

2025年12月11日(木曜日)

(訂正後)

2025年12月25日(木曜日)

2. 本公開買付けの概要

(訂正前)

〈前略〉

公開買付者は、2025年9月10日付で、対象者の代表取締役会長であり、第6位株主(2025年3月31日時点。以下株主の順位の記載について同じです。)である西村元延氏、対象者の代表取締役社長執行役員である西村健氏、西村元延氏が代表理事を務め、対象者の第2位株主である公益財団法人西村奨学財団(以下「西村奨学財団」といいます。西村奨学財団の概要は下記(注14)をご参照ください。)及び西村健氏の資産管理会社であり、対象者の第5位株主であるM・Nホールディングス株式会社(以下「M・Nホールディングス」といい、以下西村元延氏、西村健氏、西村奨学財団及びM・Nホールディングスを「西村家株主」と総称します。)との間で取引基本契約(以下「本取引基本契約」といいます。)を締結し、①(i)西村元延氏が所有する対象者株式(所有株式数:933,000株(注10)、所有割合(注11):2.07%)のうち本譲渡制限付株式(45,500株)を除く887,500株、及び(ii)西村健氏が所有する対象者株式(所有株式数:100,090株、所有割合:0.22%)のうち本譲渡制限付株式(47,800株)を除く52,290株(所有株式数の合計:939,790株、所有割合の合計:2.08%、以下「応募合意株式」(注10)といいます。また、西村元延氏及び西村健氏を「応募合意株主」と総称します。)を本公開買付けに応募すること、並びに②(i)西村奨学財団が所有する対象者株式(所有株式数:3,600,000株、所有割合:7.98%)の全て、及び(ii)M・Nホールディングスが所有する対象者株式(所有株式数:1,070,000株、所有割合:2.37%)の全て(所有株式数の合計:4,670,000株、所有割合の合計:10.35%、以下「不応募合意株式」といいます。また、西村奨学財団及びM・Nホールディングスを「不応募合意株主」と総称します。)を本公開買付けに応募しないこと、及び本公開買付けの決済後に本スクイズアウト手続(以下に定義します。以下同じです。)を行うために必要な手続を実施すること(不応募合意株主による本臨時株主総会(下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義します。)における賛成の議決権の行使を含みます。)等について合意しております。

〈中略〉

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から本公開買付けに係る決済の開始日(以下「本決済開始日」といいます。)の前営業日までに 270 億円を限度とした出資を受けるとともに、三菱UFJ銀行から本決済開始日の前営業日までに 530 億円を限度として融資(以下「本銀行融資」といいます。)を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付

けの決済資金に充当する予定です。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、三菱UFJ銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者親会社が所有する公開買付者株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されることが予定されております。

さらに、公開買付者は、西村家株主との間で、本取引基本契約において、①応募合意株主が公開買付者親会社に出資（以下「本再出資」といいます。）し、また、②不応募合意株主が所有する対象者株式を公開買付者親会社の株式とすること等を目的として、公開買付者を吸収合併存続会社、対象者を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）、及び公開買付者親会社を株式交換完全親会社、本合併後の公開買付者を株式交換完全子会社とする株式交換（以下本合併及び本再出資と併せて「本再出資等」と総称します。）を実施することを確認しております（注13）。本再出資等は、本スクイーズアウト手続の完了後に行うことを想定しており、また、西村家株主が所有することとなる公開買付者親会社の議決権の割合の合計は総議決権の34%となることを想定しております。本再出資等を実施する理由は下記（注14）をご参照ください。なお、本再出資等における公開買付者親会社の株式1株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格である1,960円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定です。

また、公開買付者は、公開買付期間を2025年9月26日から2025年11月10日まで（30営業日）と定めておりましたが、対象者が2025年11月4日付で公表した「（変更）「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において本公開買付けに関する意見の一部を変更したことに伴う本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年11月5日から起算して10営業日を経過した日にあたる2025年11月19日まで延長することといたしました。

その後、公開買付者は、本公開買付け開始後における対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株主の皆様判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年11月19日付で、公開買付期間を2025年12月4日まで延長することを決定いたしました。

（注13） 下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に

記載のとおり、本株式併合後において、公開買付者及び不応募合意株主以外の株主（以下「多数保有株主」といいます。）が存在する場合は、対象者において有価証券報告書提出義務の免除を受けた後、公開買付者及び不応募合意株主は、本スクイーズアウト手続の一環として、対象者株式の貸株取引（以下「本貸株」といいます。）を行った上で、再度対象者株式の併合（以下「第2回株式併合」といいます。）を行うことを含む、対象者の株主を公開買付者及び不応募合意株主のみとするための手続を実施することを予定しております。

（注14） 本再出資等を実施する理由は、西村元延氏及び西村健氏は、本公開買付け成立後も引き続き対象者の事業成長に向けて経営全般に関わっていく予定である中、本取引後も、西村元延氏、西村健氏及び西村健氏の資産管理会社であるM・Nホールディングスが株主としての地位を存続することで、西村元延氏及び西村健氏が対象者の企業価値向上に向け、高いコミットメントの下、その経営に継続して関与し続けることを企図したものです。また、南西アジア、東南アジア、東アジア諸国及び地域からの留学生及び招聘教員並びに国際相互理解の促進、国際交流に有用な日本人学生に対し、奨学金援助を行うことにより、より充実した勉学・教育及び研究を継続させることを目的とする西村奨学財団が、本取引後も本再出資等を通じて対象者株式を間接的に保有しますが、現在と同様に西村奨学財団の事業を継続することが、対象者が事業を展開するアジア諸国及び地域において、各国の経済発展に貢献できる優秀な人材を育成することを通じて対象者の関与する産業全体の発展に寄与すること、また、奨学生を対象とした社会見学、研修旅行、交流会の実施を通じて、日本を含むアジア諸国及び地域における国際相互理解を促進し、多様な価値観を受容し理解を深める機会を提供することで、各国及び地域の教育文化の発展に寄与するものであることから、本再出資等を通じて対象者株式を間接的に保有する意義があると公開買付者は

考えております。このように、本再出資等は、西村家株主による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。

（訂正後）

＜前略＞

公開買付者は、2025年9月10日付で、対象者の代表取締役会長であり、第6位株主（2025年3月31日時点。以下株主の順位の記載について同じです。）である西村元延氏、対象者の代表取締役社長執行役員である西村健氏、西村元延氏が代表理事を務め、対象者の第2位株主である公益財団法人西村奨学財団（以下「西村奨学財団」といいます。西村奨学財団の概要は下記（注17）をご参照ください。）及び西村健氏の資産管理会社であり、対象者の第5位株主であるM・Nホールディングス株式会社（以下「M・Nホールディングス」といい、以下西村元延氏、西村健氏、西村奨学財団及びM・Nホールディングスを「西村家株主」と総称します。）との間で取引基本契約（本変更覚書（本取引基本契約）（以下に定義します。以下同じです。）による修正を含みます。以下「本取引基本契約」といいます。）を締結し、①（i）西村元延氏が所有する対象者株式（所有株式数：933,000株（注10）、所有割合（注11）：2.07%）のうち本譲渡制限付株式（45,500株）を除く887,500株、及び（ii）西村健氏が所有する対象者株式（所有株式数：100,090株、所有割合：0.22%）のうち本譲渡制限付株式（47,800株）を除く52,290株（所有株式数の合計：939,790株、所有割合の合計：2.08%、以下「応募合意株式」（注10）といいます。また、西村元延氏及び西村健氏を「応募合意株主」と総称します。）を本公開買付けに応募すること、並びに②（i）西村奨学財団が所有する対象者株式（所有株式数：3,600,000株、所有割合：7.98%）の全て、及び（ii）M・Nホールディングスが所有する対象者株式（所有株式数：1,070,000株、所有割合：2.37%）の全て（所有株式数の合計：4,670,000株、所有割合の合計：10.35%、以下「不応募合意株式」といいます。また、西村奨学財団及びM・Nホールディングスを「不応募合意株主」と総称します。）を本公開買付けに応募しないこと、及び本公開買付けの決済後に本スクイズアウト手続（以下に定義します。以下同じです。）を行うために必要な手続を実施すること（不応募合意株主による本臨時株主総会（下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。）における賛成の議決権の行使を含みます。）等について合意しております。

＜中略＞

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から本公開買付けに係る決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）の前営業日までに610億円を限度とした出資を受けるとともに、三菱UFJ銀行から本決済開始日の前営業日までに600億円を限度として融資（以下「本銀行融資」といいます。）を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金に充当する予定です。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、三菱UFJ銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者親会社が所有する公開買付者株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されることが予定されております。

さらに、公開買付者は、西村家株主との間で、本取引基本契約において、西村家株主が新SPC（注13）に出資（以下「本再出資」といいます。）することを確認しております。応募合意株主による本再出資（以下「本再出資（応募合意株主）」といいます。）は、本決済開始日後に、不応募合意株主による本再出資（以下「本再出資（不応募合意株主）」といいます。）は、本スクイズアウト手続の完了後に行うことを想定しております（なお、本ストラクチャー変更（以下に定義します。以下同じです。）に伴い、早期に本取引の資金として活用する観点から、本再出資（応募合意株主）については、本決済開始日後、本スクイズアウト手続の完了を待たずに実施することを予定しておりますが、本再出資（不応募合意株主）については、公開買付規制上、買付予定数の下限の引き上げができないことから、取引の実施を確実に遂行すべく、本ストラクチャー変更前と同様、不応募合意株式は本公開買付けには不応募のままとし、本スクイズアウト手続の完了後に実施することを予定しております。）。また、西村家株主が所有することとなる新SPCの議決権の割合の合計は、本再出資（応募合意株主）及び本再出資（不応募合意株主）の完了時点において、総議決権の22.7%となることを想定しております。西村奨学財団は、新SPCが発行するA種優先株式（以下「本A種優先株式」といいます。）の引受（以下「本A種優先株式引受」といいます。）（注14）を、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスは、新SPCが発行する普通株式（以下「本普通株式」といいます。）の引受（以下「本普通株式引受」といいます。）（注15）及びB種優先株式（以下「本B種優先株式」

といいます。)の引受(以下「本B種優先株式引受」といいます。)(注16)を行う予定です。本再出資を実施する理由は下記(注17)をご参照ください。

また、公開買付者は、公開買付期間を2025年9月26日から2025年11月10日まで(30営業日)と定めておりましたが、対象者が2025年11月4日付で公表した「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において本公開買付けに関する意見の一部を変更したことに伴う本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年11月5日から起算して10営業日を経過した日にあたる2025年11月19日まで延長することといたしました。

その後、公開買付者は、本公開買付け開始後における対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株主の皆様判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年11月19日付で、公開買付期間を2025年12月4日まで延長することを決定いたしました。

(注 13) 公開買付者は、本公開買付けが成立し、その決済が行われることを前提条件として、実務上合理的に可能な限り速やかに、Lumina International Holdings Limited (以下「Lumina International Holdings」といいます。)及び公開買付者親会社をして、公開買付者親会社を株式移転完全子会社とする株式移転(本株式移転により設立される予定の株式移転完全親会社を以下「新SPC」といいます。)を実施させるものとされています。

(注 14) 本A種優先株式は、議決権付株式とし、優先配当権、残余財産優先分配請求権、取得請求権及び取得条項が付される予定です。本A種優先株式の対価を決定する前提となる対象者株式の評価額は、本買付価格変更(以下で定義します。以下同じです。)後の本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)と同一の価格である2,520円(ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)とする予定であり、また、本普通株式及び本A種優先株式の経済的価値は出資額に応じて実質的に同一となるように設計する予定です。また、西村奨学財団が本A種優先株式引受を行う理由は、公益法人が財産の譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて資産を取得した場合において、公益法人が取得した買換資産を財産の譲渡の日の翌日から一年を経過する日までの期間内に、公益目的事業の用に直接供することが求められるところ、西村奨学財団が、本取引に係る資金の借入れとの関係で一定期間配当の支払いが制限される普通株式のみを引き受けた場合、配当収入の確実な見込みがないものとしてかかる要件を満たさないと考えられるため、優先配当権が付された本A種優先株式引受により、西村奨学財団が本再出資後もかかる要件を満たし、存続可能とすることを企図したものです。そのため、本A種優先株式引受は、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触するものではないと考えております。なお、取得請求権及び取得条項は、本普通株式の上場又は過半数の譲渡を取得事由とし、取得の対価として、本A種優先株式に係る払込金額の総額を当該時点における本普通株式1株あたりの時価で除した数の本普通株式を交付する仕組みとする予定です。

(注 15) 本普通株式引受における本普通株式1株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触しないよう、本買付価格変更後の本公開買付価格と同一の価格である2,520円(ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)とする予定です。

(注 16) 本B種優先株式は、無議決権株式とし、取得請求権及び取得条項が付される予定ですが、優先配当権及び残余財産優先分配請求権は付与しない予定です。本B種優先株式の対価を決定する前提となる対象者株式の評価額は、本買付価格変更後の本公開買付価格と同一の価格である2,520円(ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)とする予定あり、また、本普通株式及び本B種優先株式の経済的価値は出資額に応じて実質的に同一となるように設計する予定です。また、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスが本B種優先株式引受を行うこととする理由は、取得請求権及び取得条項を通じて、企業価値が一定程度上がった場合のみ議決権株式を所有することができる設計とすることで、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスに、本取引後の対象者の企業価値向上に向けたインセンティブを有してもらいつつ、本再出資後のLumina International Holdingsの新SPCに対する議決権割合を高めることにより、本公開買付価格を最大化することを企図したものです。具体的には、取得請求権及び取得条項は、本普通株式の上場又は過半数の

譲渡を取得事由とし、企業価値が一定程度上がるまでは取得の対価をなしとしつつ、企業価値が一定程度以上まで上がった場合には企業価値が上昇するにつれ、取得の対価として、交付される本普通株式の比率が段階的に上昇する仕組みとする予定です。そのため、本B種優先株式引受は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。なお、公開買付者は、本公開買付け成立後も西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスが引き続き議決権を保有することで、本取引後も、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスが対象者の企業価値向上に向け、高いコミットメントの下、その経営に継続して関与し続けるメリットが存在すると考えているため、本再出資に際して、一部は本普通株式とすることで、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスに引き続き議決権を保有してもらうこととしております。

- (注17) 本再出資を実施する理由は、西村元延氏及び西村健氏は、本公開買付け成立後も引き続き対象者の事業成長に向けて経営全般に関わっていく予定である中、本取引後も、西村元延氏、西村健氏及び西村健氏の資産管理会社であるM・Nホールディングスが株主としての地位を存続することで、西村元延氏及び西村健氏が対象者の企業価値向上に向け、高いコミットメントの下、その経営に継続して関与し続けることを企図したものです。また、南西アジア、東南アジア、東アジア諸国及び地域からの留学生及び招聘教員並びに国際相互理解の促進、国際交流に有用な日本人学生に対し、奨学金援助を行うことにより、より充実した勉学・教育及び研究を継続させることを目的とする西村奨学財団が、本取引後も本再出資を通じて対象者株式を間接的に保有しますが、現在と同様に西村奨学財団の事業を継続することが、対象者が事業を展開するアジア諸国及び地域において、各国の経済発展に貢献できる優秀な人材を育成することを通じて対象者の関与する産業全体の発展に寄与すること、また、奨学生を対象とした社会見学、研修旅行、交流会の実施を通じて、日本を含むアジア諸国及び地域における国際相互理解を促進し、多様な価値観を受容し理解を深める機会を提供することで、各国及び地域の教育文化の発展に寄与するものであることから、本再出資を通じて対象者株式を間接的に保有する意義があると公開買付者は考えております。このように、本再出資は、西村家株主による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、かかる観点からも公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。

その後、公開買付者は、本公開買付価格（1,960円）は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えておりましたが、本公開買付け開始後における対象者株式の市場株価の状況及び対象者の株主の皆様による本公開買付けの応募状況やCI11らを含む一部の株主様から本公開買付価格が不十分であるとの指摘を受けていたことを踏まえ、公開買付者としてその状況や指摘を真摯に受け止め、本公開買付価格の引上げを検討いたしました。その過程で、公開買付者は、下記のCI11らやHibiki Path Advisors Pte. Ltd. との協議とは別に、対象者の株主である複数の主要な機関投資家とも協議を行っておりました。かかる協議において、当該機関投資家からは、総じて本取引の検討プロセスに瑕疵はない旨は理解しているものの、本公開買付価格の妥当性については市場株価の状況を踏まえると単純な判断は難しい旨の意見を示されておりました。そこで、このような主要な機関投資家とも対話を踏まえ、公開買付者は、本公開買付けの意義にご賛同いただきつつも、応募を躊躇されている株主の皆様にとっても、前向きに応募いただき、本公開買付けの成立可能性を高めるため、対象者とCVCファンドの投資先との間のシナジー効果を改めて検証するとともに、本取引のストラクチャーを変更（以下「本ストラクチャー変更」といいます。）することで、公開買付者として最大限出しうる公開買付価格を提示することとし、2025年11月27日付で、本公開買付価格を1,960円から2,520円とすること（以下「本買付価格変更」といいます。）を決定いたしました。

公開買付者は、2025年11月10日付で、本買付価格変更にあたり、本公開買付価格を最大化するために本ストラクチャー変更をしたい旨を西村家株主に申し入れ、西村家株主からこれに応じる旨の回答を得ました。本ストラクチャー変更は、本再出資後のLumina International Holdingsの新SPCに対する議決権割合を高めることによって、対象者の企業価値が想定どおりに向上した場合に、CVCファンドがより多くのリターンを得ることを可能とすることにより、本公開買付価格を最大化することを企図しております。その結果、公開買付者は、M・Nホールディングス及び西村奨学財団が本株式併合後も対象者の株主の地位を存続する従来のストラクチャーを変更し、本株式併合の効力発生後、公開買付者のみが対象者株式の全てを所有することとなるよう、本スクイーズアウト手続を実施すること、及び本再出資にあたり、本A種優先株式引受、本普通株式引受及び本B種優先株式引受を実施することに向けて協議することを含む、2025年11月27日付の本取引基本契約の変更

覚書（以下「本変更覚書（本取引基本契約）」といいます。）を締結いたしました。また、本ストラクチャー変更に伴い、Lumina International Holdingsは、同日付で、西村家株主との間で、本再出資後の議決権割合の変更を含む、本株主間契約の変更覚書（以下「本変更覚書（本株主間契約）」といいます。）を締結いたしました。

加えて、公開買付者は、対象者の株主である株式会社シティインデックスイレブンス（2025年11月27日現在における所有株式数：100株、所有割合：0.00%）、野村絢氏（同年11月27日現在における所有株式数：4,502,300株、所有割合：9.97%）、株式会社シティインデックスファースト（同年11月27日現在における所有株式数：4,495,600株、所有割合：9.96%）及び株式会社ATRA（同年11月27日現在における所有株式数：678,600株、所有割合：1.50%）（以下「応募合意株主（CI11ら）」と総称します。）との間で、2025年11月27日付で、公開買付者が本公開買付価格を2,520円以上に引き上げること及び公開買付期間を2025年12月18日まで延長することを条件として、応募合意株主（CI11ら）が同日時点でその所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：9,676,600株、所有割合の合計：21.44%）を本公開買付けに応募することを内容とする公開買付応募契約（以下「本応募契約（CI11ら）」といいます。）を締結し、また、Hibiki Path Advisors Pte. Ltd.（以下「応募合意株主（ひびき）」といいます。）との間で、2025年11月27日付で、(i)応募合意株主（ひびき）が同日時点でその所有する対象者株式の全て（所有株式数：2,496,700株、所有割合：5.53%）を本公開買付けに応募すること及び(ii)本公開買付けが成立し、その決済が行われることを前提条件として、応募合意株主（ひびき）が、公開買付者との間で別途合意される時期に、CVCファンドにより新規に組成され、対象者株式を間接的に保有するリミテッド・パートナーシップに対し、又は公開買付者の間接的な親会社となる香港法準拠の新会社若しくはLumina Group Holdings Limitedに対し25億円の出資（以下「ひびき再出資」といいます。）（注18）を行うことができることを内容とする公開買付応募契約（以下「本応募契約（ひびき）」といいます。）を締結しました。

（注 18） ひびき再出資の対価を決定する前提となる対象者株式の評価額は、公開買付価格の均一性（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同額（ただし、本スクイズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定です。なお、ひびき再出資を受ける理由は、応募合意株主（ひびき）が、長期資金運用を前提とした機関投資家としての、投資先企業に対する財務政策や企業ガバナンス改善アドバイス等の中長期視点での経営方針等に関する提言を通じた当該企業の企業価値向上に関する知見を有しているため、CVCとして当該知見に基づき非公開化後の対象者の企業価値向上に向けた助言を受けることができる可能性を考慮したものです。このように、ひびき再出資は、応募合意株主（ひびき）による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。

さらに、公開買付者は、2025年11月27日付で、対象者に対して、提案書を提出し、同年11月27日付で本買付価格変更、公開買付期間の延長及び本ストラクチャー変更を行うこと、並びに応募合意株主（CI11ら）との間で本応募契約（CI11ら）を締結した事実及び応募合意株主（ひびき）との間で本応募契約（ひびき）を締結した事実を通知いたしました。

これらを受け、公開買付者は、本変更覚書（本取引基本契約）、本変更覚書（本株主間契約）、本応募契約（CI11ら）及び本応募契約（ひびき）を締結したこと並びに本買付価格変更に伴う公開買付届出書の訂正届出書の提出により、法令に基づき必要となる公開買付期間を確保するとともに、本応募契約（CI11ら）締結の条件を満たすため、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2025 年 11 月 27 日から起算して 15 営業日を経過した日に当たる 2025 年 12 月 18 日まで延長することといたしました。

3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項） （訂正前）

〈前略〉

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年2月上旬

頃を予定しております。対象者が2025年9月10日付で公表した「MBOの実施予定に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「2025年9月10日付対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び不応募合意株主を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者及び不応募合意株主のみが対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び不応募合意株主を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です（注）。2025年9月10日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

（注）本株式併合後において、多数保有株主が存在する場合は、対象者において有価証券報告書提出義務の免除を受けた後、公開買付者及び不応募合意株主は、本スクイズアウト手続の一環として、本貸株を行った上で、第2回株式併合を行うことを含む、対象者の株主を公開買付者及び不応募合意株主のみとするための手続を実施することを予定しております。なお、第2回株式併合においては、多数保有株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該多数保有株主が所有していた対象者株式の数（ただし、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づく形式的な調整を行う予定です。また、本株式併合により端数となった部分を除きます。）を乗じた価格と同一となるよう算定する予定です。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び不応募合意株主を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び不応募合意株主を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、株式併合に反対する対象者の株主の皆様は、上記申立てを行うことができることになる予定です。

上記の手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び不応募合意株主を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主の皆様が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

〈後略〉

（訂正後）

〈前略〉

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対

象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年2月中旬頃を予定しております。対象者が2025年9月10日付で公表した「MBOの実施予定に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「2025年9月10日付対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者のみが対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。2025年9月10日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、株式併合に反対する対象者の株主の皆様は、上記申立てを行うことができることになる予定です。

上記の手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

〈後略〉

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法第 13 条（e）項又は第 14 条（d）項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします

公開買付者及びその関連者（対象者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条（b）の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表等は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。